

## 為替証拠金取引資格要件の見直しについて

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本取引所は、為替証拠金取引資格の要件について見直し、別紙の通り変更することを検討しております。

他の国内主要金融商品取引所と同水準の財産要件に変更し、幅広い金融商品取引業者に取引参加の門戸を拡げることとします。これにより、取引所為替証拠金取引「くりっく 365」を投資家に一層普及・浸透させ、FX 市場全体の健全な発展に寄与することを目的としています。

(なお、取引参加者規程施行規則により、為替証拠金取引資格の要件は為替証拠金清算資格の要件に準じています。したがって、今回の変更が行われた場合、為替証拠金取引資格及び為替証拠金清算資格の両方の要件が変更されることとなります。)

見直し後の変更は、平成 20 年 7 月中旬頃に行う予定としています。

以 上

【別紙】 為替証拠金取引資格及び清算資格の要件に関する検討事項

『業務方法書』より抜粋、下線部が変更を検討している内容

| 変 更 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p><b>(清算参加者の要件)</b></p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>イ <u>資本金の額が3億円以上</u></p> <p>ロ 純資産額が <u>20億円以上</u> (ただし、これを実質的に満たすものとして本取引所が特に認めた場合は、この限りでない。)</p> <p>ハ <u>金融商品取引業者にあつては、法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率が200パーセント以上</u></p> <p>ニ 収支状況において安定的収益が見込めること</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>イ <u>資本金の額が3億円以上</u></p> <p>ロ 純資産額が <u>20億円未満</u></p> <p>ハ <u>金融商品取引業者にあつては、法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率が200パーセント以上</u></p> | <p><b>(清算参加者の要件)</b></p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 純資産額が <u>30億円以上</u> (ただし、これを実質的に満たすものとして本取引所が特に認めた場合は、この限りでない。)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 収支状況において安定的収益が見込めること</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>イ <u>清算資格取得申請者の親会社が一般的な金融業務に習熟しており、かつ前項第5号に掲げるすべての要件を満たすこと</u></p> <p>ロ 純資産額が <u>3億円以上30億円未満</u></p> <p>(新設)</p> |

| 変 更 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>ニ 収支状況において安定的収益が見込めること</p> <p>ホ <u>清算資格取得申請者の親会社であって、一般的な金融業務に習熟し、かつ、イ、ハ及びニに掲げる要件を満たし、純資産額が 30 億円以上であるもの</u>による保証を受けること</p> | <p>ハ 収支状況において安定的収益が見込めること</p> <p>ニ <u>イに定める会社</u>による保証を受けること</p> |